

博士論文概要書

提出者 民事法学専攻 博士後期課程 5年

小川明子 (学籍番号 33051502-8)

論文題目 追及権による美術の著作者の保護

- 追及権制定の背景と発展の可能性

指導教員 高林 龍先生

.....
本論文の目的は、追及権とはどのようなものかを歴史的、法的、経済的社会的な側面から分析し、最終的には我が国での追及権制定の可能性について検討するというものである。

追及権は一般に、著作者あるいはその相続人が、公開競売やディーラーの仲介によって行なわれる販売の際に支払われる美術の著作物の対価の一部を徴収することができる権利であり、譲渡不能とされている。

歴史的にはフランスで初めて追及権が法制度に取り入れられ、その後、欧州各国に広まった。2001年には欧州議会でも追及権の導入が採択されている。EU指令2001/84/ECによって全加盟国には追及権制度創設義務が課され、EU加盟国の拡大とともに、追及権は欧州地域には広まっている。

ベルヌ条約にもまた、追及権条項があり、第14条の3は追及権について規定している。ベルヌ条約の規定は任意規定であり批准が義務化されてはいないものの、追及権について、「著作者の享有する権利」であることを示した第14条の3の意義は大きいといえるのである。このように、EU指令あるいはベルヌ条約への批准という意味合いにおいても、追及権を自国の法制度に持つ国は世界中に広まり、2000年の時点では、30数カ国に過ぎなかったが、2009年現在で50カ国を越えている。

法制度としてみると、追及権は一般に、譲渡不能、放棄不能であり、著作者人格権的性質を持っていると言える。しかしながら、美術の原作品が著作者の手を離れた後の転売について、販売の度に著作者に一定額が支払われるという行為は、著作財産権的であるとも言えるのである。このような権利は、いかなる法的根拠によって法制度として正当化されるものであるのだろうか。大陸法系では、不当利得説、環境変化説、本質的価値説、譲渡権説という学説が生まれ、英米法系では、特別法としての検討が行われてきている。

また、このような権利を導入することは、社会的、経済的にはどのような意味をもつのだ

ろうか。追及権の導入に際して、賛成派、反対派のそれぞれの主張をもとに、追及権のもたらす効用と問題点を検討することは非常に重要であると考え。追及権を正当化する理由には、美術の著作者が文芸や音楽の著作者に比べて、同等の権利を得ていないという主張がある。著作権制度の例外規定によって、美術の著作者が文芸や音楽の著作者に比べて不利益を被るという点に焦点を当てて検討し、最終的には日本における追及権導入の可能性を探るものである。

第 II 章では、フランスを中心に、追及権の沿革について述べる。追及権という概念は、19 世紀末にフランスで生まれている。1948 年にはベルヌ条約にも規定が盛り込まれるに至っている。そして、2006 年からは全 EU 加盟国にも追及権を導入することが決定し、ゆるやかな速度ながら拡大の一途をたどっている。一方で、英米法体系をもつ国としては、米国を中心に追及権に対して批判的な国も依然として存在する一方、豪州、ニュージーランドでは、過去にも法案が作られ、追及権制度に大きな興味を持っている。1920 年から、2009 年現在までの追及権の拡大経緯について概観する。

第 III 章では、追及権の法的立脚点を検討する。1920 年以来、欧州に広まり、ベルヌ条約や EU 指令によって、英国をはじめとする英米法諸国にも追及権導入は行われている。まず、フランス、ドイツ、カリフォルニア州、英国の法制度を概観する。次に、追及権が主に美術の著作物を保護するために作られたことについての法的根拠はどこにあるか、大陸法諸国において発達してきた 4 つの学説に焦点を当て、具体例を当てはめることで、学説を対比させる。最後に、英米法諸国における追及権のとらえ方について、制度的な扱いと契約的な扱いについても紹介する。

第 IV 章では、追及権の存在理由とされる美術の著作者が、音楽や文芸の著作者に比べて不利であるかというテーマについて分析を行うとともに、追及権の有効性の是非と機能について検討を加える。追及権の課題が何であるか明らかにし、追及権の経済的影響について考察する。追及権概念が誕生してから、100 年余り経過しているものの、現在もその導入に反対している国があり、それらの国は、追及権に何らかの問題を見出し、その導入によって、社会的な効用がない、あるいは、自国内の様々な問題の解決に貢献しないということを経由としている。追及権をすでに国内法に持つ国々では、ベルヌ条約第 14 の 3 条の規定のように、追及権は著作者の享有する権利、あるいは、著作者の不利益を補償するためのものであるとしているが、ベルヌ条約の同盟国に委任されており、制度がない国が存在することで、販売におけるフォーラムショッピングが発生するため、より多くの国で追及権を保有すべきと考える。

第 V 章では、まず、すでに導入を敬遠している英米法のカリフォルニア州と英国におけ

る導入事例を取り上げ、追及権を規定した法の成り立ちと問題点について述べる。次に、今後導入の予定があるあるいは予定されていた豪州とニュージーランドについて述べ、最終的には、我が国における問題に言及する。我が国で追及権を導入するとすれば、いかなる理由づけ、あるいはどのような問題を契機とするのかについて述べる。

最終章では、これまで研究を進めてきた、追及権とはいかなるものかについての若干の検討を行っている。美術の著作物が、文芸や音楽の著作物に比べて、何らかの不利な状況に陥っていることを補完するためにあるのみならず、著作者の権利制限を設定する場合の、一つの調整規定としても、追及権の存在意義は重要なのではないかと考える。2009年6月に国会を通過した著作権法第47条の2の存在によって、追及権制度が今後、日本において非常に重要な法制度となる。